

第6章 救急医療対策計画

1 目的

町内において、天災、地変、交通、産業災害等により、集団的に多数の死傷者が発生した場合は、当該傷病者に対して、防災会議関係機関が迅速かつ的確な応急的救急医療措置を実施し得る体制を確立し、その被害の軽減を図ることを目的とする。

2 救急医療の対象と範囲

(1) 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の自然現象又は大規模な火災若しくは爆発、有害物の流出、航空機の墜落、船舶の転覆等の事故により、集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関による総合的救急対策が必要な事態を対象とする。

なお、集団的多数の傷病者とは、おおむね 50 人以上に及ぶ災害とする。

(2) 範囲

傷病者発生と同時にを行う応急手当、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療を開始できるまでの応急的処置を含むものとする。

なお、死体の検案、洗浄、縫合等の処理を含むものとする。

3 救急医療に関する組織

救急医療対策の円滑な実施を図るため、町長は必要に応じて、災害現場に救急医療本部を設置して対処するものとする。

4 関係機関の業務の大綱

機 関 名		業 務 の 大 綱
北 海 道	留 萌 振 興 局	1 救急医療についての総合調整 2 救急医療についての現地事故対策本部の設置（ただし、対象地域が1市町村の場合を除く。） 3 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請 4 北海道医師会に対する出動要請 5 厚生労働省北海道厚生局に対する出動要請 6 医療品、医療器具補給の斡旋 7 医療材料の整備 8 自衛隊の派遣要請
小 平 町		1 救急医療本部の設置（災害現場） 2 応急救護所の設置及び管理 3 医師会に対する出動要請 4 医療材料の整備及び調達
	留 萌 消 防 組 合 小 平 支 署 鬼 鹿 支 署	1 傷病者等の救出、応急措置及び搬送 2 傷病者等の身元確認 3 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置 4 近隣消防機関に対する応援出動要請

留 萌 警 察 署	1 傷病者等の救出及び災害現場の警備 2 交通路の確保 3 傷病者等の身元確認
社 団 法 人 留 萌 医 師 会	1 救護隊の出動による医療の実施 2 医療施設の確保

5 集団救急医療体制

留萌医師会長は、町長の要請に基づき災害救護隊を編成し、応急医療にあたるものとする。なお、救護隊の構成基準（医師、看護師、事務職員等）は、留萌医師会の定めるところによる。

(1) 要請項目

- ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- イ 出動の時期及び場所
- ウ 出動を要する人員及び資器材
- エ その他必要な事項

(2) 災害救護隊の編成機関

町内の医療機関

(3) 出動範囲

留萌医師会長は、町長の要請に基づき災害救護隊を出動させるときは、災害の規模及び状況に応じて救護隊の範囲を決定し、出動を命ずるものとする。

6 応援要請

災害規模等必要に応じ、知事（留萌振興局長）に対し、次のとおり応援要請を行う。

- ア 救護班の支援
- イ 傷病者救出、搬出、救急医療物資の輸送の支援（自衛隊）
- ウ 近隣消防機関に対する応援出動要請

7 救急医療活動報告書の提出

留萌医師会長は、町長の要請により救護隊を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次に掲げる内容を示した報告書を町長に提出するものとする。

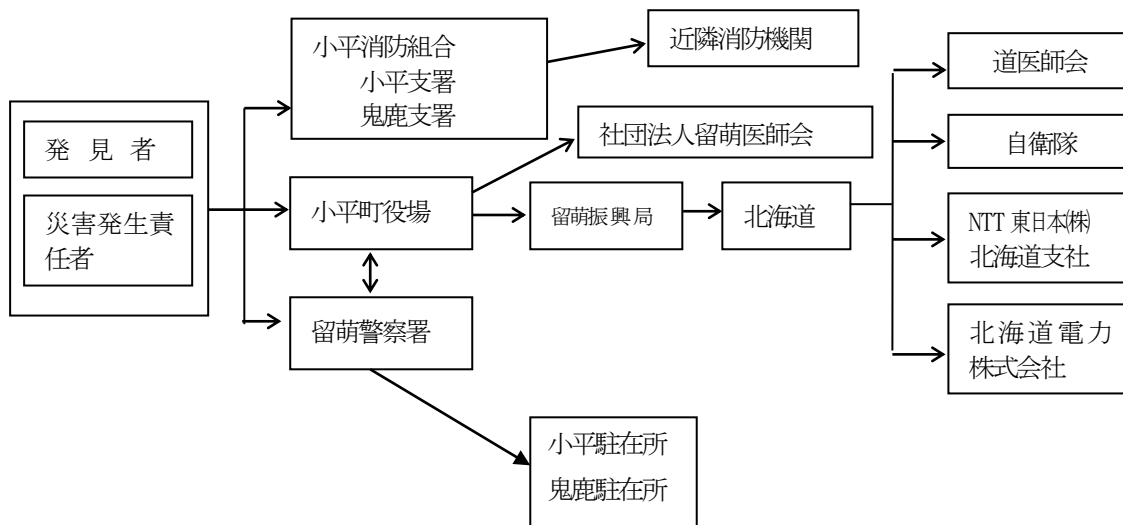
- ア 出動場所及び出動期間
- イ 出動者の種別及び人員
- ウ 受診者数（死亡、重傷、軽傷別）
- エ 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容（数量、額）
- オ 救急医療活動の概要
- カ その他必要事項

8 災害通報の伝達系統及び傷病者等の搬送系統

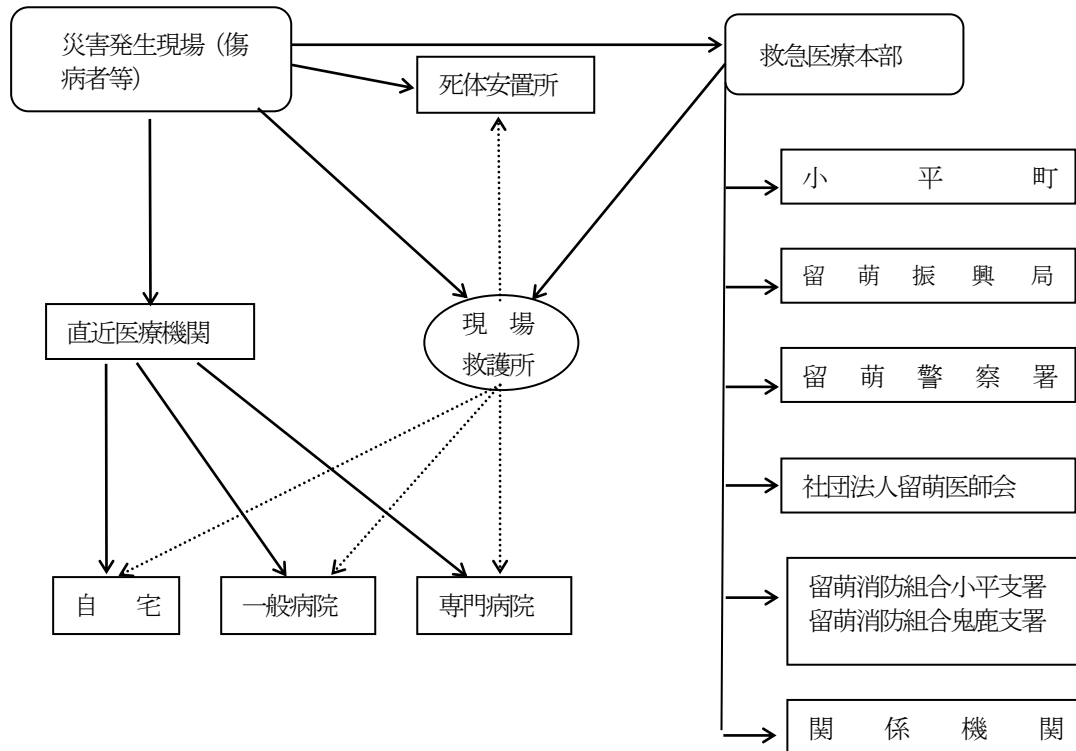
災害発生の一報を受けた機関からの伝達系統及び傷病者等の搬送系統は、次のとおりである。

なお、各関係機関のもつ専用通信施設及び移動無線等を使用し、有効適切な通信体制を確立するものとする。

(1) 災害通報の伝達系統



(2) 傷病者等の搬送系統



9 経費の負担及び損害補償

(1) 経費の負担区分

救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償をいずれかの機関が負担するかは、次の区分によることを原則とする。

- ア 小平町
町が対策を実施し責務を有する災害の場合
- イ 北海道
災害救助法が適用された災害の場合
- ウ 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の規定に基づき知事が定めた額若しくは基本法の規定に準じた額に従う。また、救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損については、その実費を時価で、それぞれ前記（1）の負担区分により弁償するものとする。

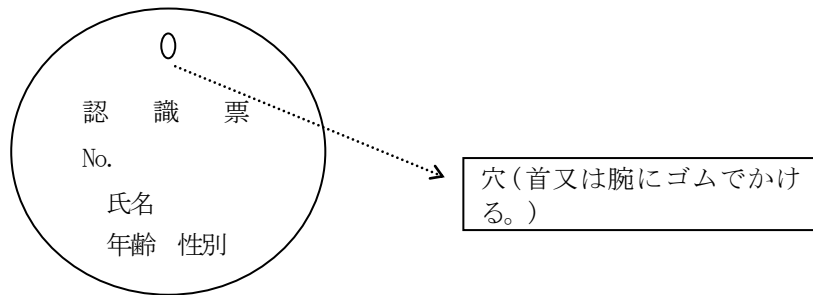
(3) 損害補償

救急医療活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、これによって受ける損害を、救急医療活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額を、それぞれ前記（1）の負担区分により補償するものとする。

10 傷病者の把握

傷病者の把握については、傷病者に対する認識票（様式1）を取り付けるとともに、救急状況調書（様式2）を作成し、記録集計表（様式3）に記載するものとする。

様式1
傷病者に対する認識票



様式2

救急状況調書

取扱 隊員	認識番 号	職 業	氏 名	年齢	性別	住所又は傷病者 等の特徴	傷病程度	収容医療機関名
	No.				男		死 重	病院
					女		中 軽	医院
								診療所

様式3

記 録 集 計 表

年 月 日現在 被災状況	性別	死亡		重傷	中傷	軽傷	合計	収 容 場 所	出 動 隊 名
		現場	医療 機関						
年 月 日 時 分現在	男	人	人	人	人	人	人		
	女								
	計								

※ 傷病者の救出及び救急状況の記録用